

令和 7 年度専門高校の生徒を対象とした IT 人材育成に係る支援業務（浜田商業高等学校）
企画提案説明書

1. 委託業務

県内 IT 産業の持続的な発展に資する IT 人材の早期育成・掘り起こしを図るため、専門高校と県内 IT 企業との連携により、県内産業の IT 人材ニーズに応じた授業の企画立案、構築・検証、展開等を行うことを目的とする。

2. 委託業務の内容

（1）業務名	令和 7 年度専門高校の生徒を対象とした IT 人材育成に係る支援業務（浜田商業高等学校）
（2）業務内容	別添「令和 7 年度専門高校の生徒を対象とした IT 人材育成に係る支援業務（浜田商業高等学校）仕様書」のとおり
（3）委託期間	契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
（4）委託料の上限額	4, 0 0 0 千円（消費税および地方消費税の額を含む）

3. 応募資格

- （1）単独の法人、複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は個人事業主であること。
- （2）単独の法人として参加する場合は、島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人（以下「県内法人」という。）であること。コンソーシアムで参加する場合はコンソーシアムの構成員のうち 1 以上は県内法人であること。個人事業主として参加する場合は、島根県内に事業所を有していること。
- （3）単独の法人、コンソーシアムの構成員又は個人事業主は、次に掲げる要件の全てを満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
 - ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ③ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限内において、その措置の期間が満了していない者でないこと。
 - ④ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
 - ⑤ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
 - ⑥ 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては県税の、島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては主たる事務所の所在地の都道府県における都道府県税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。

⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

4. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案競争参加者から事前に企画提案競争参加申込書を徴して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及び審査会への出席を依頼する。

（１）募集期間	令和 7 年 3 月 1 4 日（金）～3 月 3 1 日（月）正午まで ※企画提案説明書は、島根県の HP で閲覧、ダウンロードできるほか、下記の提出先及び問合せ先で配付する。
（２）企画提案参加申込書の提出	企画提案競争に参加する者は、企画提案競争参加申込書（様式 1）に以下書類を添付して令和 7 年 3 月 3 1 日（月）正午までに持参（受付時間は、土・日・祝日を除く 9 時から 1 7 時。）、郵送（郵便書留に限る。）または電子メールにより 1 部提出すること。 - 誓約書（様式 2） - 税務署が発行する消費税及び地方消費税に関する納税証明書（発行後 3 か月以内のもの、コピー可。） ※コンソーシアムにあつては構成員ごとに 1 部 - 島根県税に関する納税証明書（発行後 3 か月以内のもの、コピー可。） ※県内に事業所がない場合は主たる事業所が所在する都道府県における都道府県税に係る納税証明書 ※コンソーシアムにあつては構成員ごとに 1 部 - 会社等組織概要（会社案内、要覧、定款等） ※個人事業主は、事業実績等を任意様式により作成 - コンソーシアムの場合は、コンソーシアム協定書の写し
（３）参加資格通知予定日	参加者申込書を受理後速やかに通知する。なお、参加資格を有しないと判断された場合は、本企画提案には参加できない。
（４）質疑の受付期間	質疑がある場合は、企画提案質問書（様式 3）を作成し、令和 7 年 3 月 2 5 日（火）正午までに持参（受付時間は、土・日・祝日を除く 9 時から 1 7 時。）、または電子メールにより提出すること。
（５）質疑の回答方法	受け付けた質問をとりまとめ、県 HP「入札情報」に掲載して回答する。
（６）質疑の回答予定日	令和 7 年 3 月 2 7 日（木）
（７）企画提案書の提出	企画提案への参加資格があると通知された者は、令和 7 年 4 月 9 日（水）正午までに企画提案書（様式 5）を提出すること。 ※企画提案書の作成及び提出方法等の詳細は次項目 5 参照
（８）企画提案競争への参加辞退	企画提案競争参加申込書を提出した後で参加を辞退する場合は、企画提案競争参加辞退届（様式 4）を令和 7 年 4 月 7 日（月）までに持参

	(受付時間は、土・日・祝日は除く 9時から 17時。)、郵送(郵便書留に限る。) または電子メールにより 1 部提出すること。
(9) 提案者プレゼンテーション及び審査予定日	令和 7 年 4 月 11 日(金)／島根県庁周辺 ※プレゼンテーションの時間及び場所については、企画提案競争参加申込書提出者に別途通知する。
(10) 提案者プレゼンテーションの方法	提案者ごとに企画提案書による説明の後に、審査委員からの質問時間を設定する。
(11) 委託予定事業者の決定	令和 7 年 4 月下旬(予定)
(12) 提出先及び問合せ先 島根県 商工労働部 産業振興課 産業デジタル推進室 担当：日下 〒690-8501 松江市殿町 1 番地(島根県庁本庁舎 2 階) TEL：0852-22-5621 FAX：0852-22-5638 Mail：sangyo-digital@pref.shimane.lg.jp	

5. 企画提案書の作成、提出方法等

(1) 作成方法	①企画提案書(様式 5)により作成する。 ②用紙の大きさは A4 判縦、横書き、左綴じを原則とする(図表等は必要に応じ A3 判の折り込みも可とする)。
(2) 提出方法	①令和 7 年 4 月 9 日(水) 正午までに、上記 4 (12) の提出先まで持参又は郵送(郵便書留に限る。)により提出すること。 ②提出部数：5 部
(3) その他の書類	内訳がわかる見積書を 1 部提出すること。また、見積書の写しを企画提案書にそれぞれ添付すること。 ※見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。その際に、消費税等の金額が分かるように明記すること。
(4) 企画提案等に係る留意事項	①参加申込書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 ・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの ・本説明書で指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの ・記載すべき事項以外の内容が記載されているもの ・虚偽の内容が記載されているもの ②提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。

	③企画提案書の作成、提出等、企画提案参加に要する経費等は、全て参加者の負担とする。 ④提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。 ⑤企画提案の採否は、文書等で通知する。 ⑥採用した提案は、県により内容の一部を変更することがある。 ⑦本説明書に基づき提出された書類は返還しない。 ⑧提出書類の著作権は企画提案者に帰属する。 ⑨提案書類は、他の企画提案者に対して非公開とする。 ⑩提出された書類等は、島根県情報公開条例（平成 12 年島根県条例第 52 号）に基づき開示する場合がある。 ⑪本企画提案で提出書類への押印は全て省略可能とする。 ※委託予定として選定された後の契約書作成時には押印が必要。
--	--

6. 審査方法等

(1) 審査方法	・審査会において、次項の評価基準に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者を本業務の委託予定事業者として選定する。 ・企画提案が多数の場合は、書面による一次審査を行うことがある。 ・審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、委託予定事業者を選定しないことがある。
(2) 審査内容	別添審査基準のとおり
(3) 応募者への採否通知	・令和 7 年 4 月下旬までに、提案者全員に通知する。 ・審査経過は公表しないものとし、審査結果に対しての異議申立ては受け付けない。

7. 契約内容等

(1) 委託期間	契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで
(2) 委託料の上限額	4, 000 千円（消費税及び地方消費税の額を含む）
(3) 契約方法	委託予定事業者と委託内容を協議のうえ、委託料上限額の範囲内で委託契約を締結する。契約締結にあたっては契約書を作成するものとする。 最終仕様の決定に際し、企画提案の一部を変更する場合がある。
(4) 委託料の支払	原則として精算払とする。ただし、契約に基づき前金払することができる。
(5) 一括下請け及び再委託の禁止	業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
(6) 契約保証金	島根県会計規則（昭和 39 年規則第 22 号）第 69 条第 1 項の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保

	を納付すること。ただし、契約保証金の納付について、同規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は免除される場合がある。
(7) 著作権等	本業務により生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）その他の権利は、県に帰属するものとする。
(8) 個人情報の保護	本業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）を遵守すること。
(9) 契約書及び業務仕様書	別途作成・提示する。